

太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの利用促進を図ることは、地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上の観点からも重要であり、その利用拡大が必要であるが、こうした取り組みを長期にわたり安定的に実施するためには、地域住民の理解を得て、地域と共生しながら進めていくことが不可欠である。

しかしながら、近年、一部の事業者が地域に十分な説明を行わないまま、太陽光発電事業が進められ、地域住民の不安や不信を招いてしまうケースのほか、太陽光発電設備が住宅地に近接した遊休農地や山林を伐採して設置されるなど、周辺環境との不調和や景観の阻害、反射光等による光害といった地域住民の住環境への悪影響のみならず土砂災害等の発生が危惧される状況となっている。

こうした中、固定価格買取制度の根拠法である「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）」では、事業者に対し関係法令の遵守を義務付ける等の改正が行われたところであるが、太陽光発電設備設置による景観、環境及び防災上における様々な問題に十分対応されていない。

また、発電事業終了時や事業者が経営破綻した場合に、パネル等の発電設備の適切な撤去方法及び処分を担保する仕組みが整備されておらず、環境汚染や景観の破壊につながることも懸念されている。

よって、国においては、太陽光発電事業の適切な推進に向け、次の措置を講ずることを強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 太陽光発電設備について、景観、環境及び防災上の観点から適正な設置がされるよう、良好な山林や土砂災害危険箇所等、設置を抑制する区域を定めるなど、立地の規制等に係る法整備等、所要の措置を講ずること。
- 2 一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して、地域住民への説明とその結果の国への報告を義務付ける等の法整備を行うとともに、地元自治体の意見を反映させるなどの仕組みを構築すること。
- 3 FIT 法に基づいて認定された事業が未着工の場合、認定後に自治体が制定した条例等の遵守を義務付けるとともに、関係法令が遵守されているか見極め、認定審査基準により改めて認定すること。

- 4 太陽光発電設備が FIT 法の認定基準に従い適正に設置されていることについて、国が責任をもって確認すること。
- 5 発電事業終了時や事業者が経営破綻した場合に、パネル等の撤去及び処分が適切かつ確実に行われる仕組みを構築すること。

平成 31 年 3 月 20 日

岐阜県恵那市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣